

未来 のため NISA キャンペーン

2026年10月26日(月)～2027年3月31日(水)

キャンペーン期間中に当行でNISAまたはこどもNISA口座を新規開設し、所定の条件を満たすお取引をいただいたお客様に現金キャッシュバックまたは図書カードNEXTをプレゼント!

NISA (成長投資枠) 対象者: 18歳以上の個人のお客さま

期間中に当行でNISA口座を新規開設いただき、成長投資枠にて投資信託を一括で合計30万円以上ご購入いただいた場合
1,000円キャッシュバック!

ご利用にあたって

●インターネットバンキングからのお申込みもキャンペーン対象となります。●現金のキャッシュバックは、2027年2月、2027年5月を目途に投資信託の指定預金口座へ入金いたします。なお、現金のキャッシュバック時点で指定預金口座を解約されている場合には、キャンペーンの対象外とさせていただきます。

こどもNISA (つみたて投資枠)

対象者: 2027年1月1日時点で
0歳～17歳のお客さま

① 2027年1月5日～3月31日の期間中に

当行で新たにこどもNISA口座を開設いただき、対象投資信託の投信積立(月額5,000円以上)をお申込みのうえ、
2027年5月までに5,000円以上の投信積立振替実績が確認できた場合

500円分の図書カードNEXTプレゼント!

さらに

② 2026年10月26日～12月30日の期間中に

こどもNISA口座の事前予約をいただき、上記①の条件を満たされた場合

①と②合わせて合計1,000円分の図書カードNEXTプレゼント!

ご利用にあたって

●事前予約だけでは、こどもNISAの開設ができないため、2027年1月5日以降、別途、こどもNISAの口座開設の申込みが必要になります。●こどもNISAでの投信積立の1回目の引き落としが2027年5月までに確認できたお客さまが対象です。●投信積立契約の1か月以内での解約等はキャンペーンの対象外となる場合があります。●図書カードNEXTは、2027年6月を目途にお届けのご住所に送付いたします。●こどもNISA利用での積立はインターネットバンキング対象外となります。

●本キャンペーンのキャッシュバックは最大1,000円、または、図書カードNEXTは最大1,000円分となります。●本キャンペーンは、予告なく終了させていただく場合があります。

投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を委託会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.3%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.2%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。



商号/株式会社筑波銀行 登録金融機関/関東財務局長(登金)第44号 加入協会/日本証券業協会

<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する



筑波銀行

未来のためNISAキャンペーン概要

項 目	内 容
キャンペーン内容	キャンペーン期間中に当行でNISAまたはこどもNISA口座を新規開設し、所定の条件を満たす投資信託のお取引をいただいたお客さまに、取引内容に応じて現金キャッシュバックまたは図書カードNEXTをプレゼントいたします。 NISA（成長投資枠） 期間中に当行でNISA口座を新規開設し、 成長投資枠を一括で合計30万円購入…1,000円キャッシュバック ※インターネットバンキングからのお申込みもキャンペーン対象となります。 ※現金のキャッシュバックは、2027年2月、2027年5月を目途に投資信託の指定預金口座へ入金いたします。なお、現金のキャッシュバック時点で指定預金口座を解約されている場合には、キャンペーンの対象外とさせていただきます。 こどもNISA（つみたて投資枠） 期間中に当行でNISA口座を新規開設し、 月額5,000円以上の投信積立契約…500円分の図書カードNEXTさらに、2026年10月26日～12月30日の期間中に事前予約…追加で図書カードNEXT500円分 ※こどもNISAでの投信積立の1回目の引き落としが2027年5月までに確認できたお客さまが対象です。 ※投信積立契約の1か月以内での解約等はキャンペーンの対象外となる場合があります。 ※図書カードNEXTは、2027年6月を目途にお届けのご住所に送付いたします。 ※こどもNISA利用での積立はインターネットバンキング対象外となります。
キャンペーン期間	2026年10月26日(月)～2027年3月31日(水) こどもNISAの事前予約期間:2026年10月26日(月)～2026年12月30日(水)
つくば投信積立サービスに関する留意点	●「つくば投信積立サービス」のご利用は、個人（個人事業主を含みます）および、法人のお客さまがご利用できます。●毎月のご購入の際に、商品ごとに定められている手数料等がかかります。お客さまが指定された振替金額から手数料等を差引いた金額で投資信託を購入します。なお、商品の購入にあたっては、ご指定の銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って購入を行います。●引落日に指定預金口座の残高が購入金額に満たない場合、当該月の購入は行いません。また、総合口座の貸越による購入は行いません。●同日引落日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が合計引落金額に満たないが、一部の銘柄の引落金額以上となる場合は、当該銘柄の購入を行います。（ただし、ご購入する銘柄の指定はできません。）●ご契約の際は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「つくば投信積立サービス取扱規程（定時定額購入取引）」、「自動けいぞく（累積）投資約款」および、各商品の「投資信託説明書（交付目論見書）」、「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。●NISA（つみたて投資枠）を利用して投信積立サービスをお申込みされる場合は、毎月の購入金額の上限を100千円とさせていただきます。また、増額月を設定される場合は、年間の購入金額の上限を1,200千円とさせていただきます。
NISAに関する注意事項	●非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。●非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能です。●金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。●金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。2024年以降の新しいNISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。●非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新しいNISAにおいては、非課税保有上限額の再利用はできますが、年間投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。●非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。●投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。●税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。●このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。
こどもNISAに関する留意事項	●こどもNISAでは、年間投資枠（60万円）および非課税保有上限額（600万円）の範囲内で買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。●こどもNISA口座は、通常の課税口座（特定口座等）と異なり、金融機関を重複しての開設は認められず、一人一口座（一金融機関）のみ開設できます。また、成人後のNISA口座と異なり、金融機関の変更は認められません。●口座開設者本人がその年の3月31日において12歳未満である場合、災害・疾病等のやむを得ない事由を除き、払い出しは認められません。●口座開設者本人がその年の3月31日において12歳である年以降から、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの間は、口座開設者本人の教育費や生活費に充てることを金融機関等に届け出た場合、一定の要件のもとで払い出しが可能です。●口座開設者本人が未成年者（制限行為能力者）である間の払い出しは、口座開設者本人の法定代理人が手続を行う必要があります。●18歳未満の口座開設者本人が、その年の1月1日において18歳の年を迎えると、自動的に成人後のNISA口座へ移行します。●買付可能な商品は、当行で取り扱う長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●こどもNISA口座では積立投信契約に基づき、定額かつ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。●こどもNISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、こどもNISA口座の譲渡損失と課税口座（特定口座等）での譲渡益や配当等との損益通算はできず、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。●こどもNISA口座で購入した商品を売却した場合、当該売却した商品の簿価分の非課税投資枠を、翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することができます。●短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、こどもNISA制度を十分に利用できない場合があります。●こどもNISAに関する制度・税制は、作成時点における法令等に基づいており、今後の法令改正等により、予告なく変更されることがあります。